

令和 7 年度

大阪市東成区役所

選挙事務補助作業（行政）

会計年度任用職員

登録者募集要項

令和 7 年 4 月 30 日

大阪市東成区役所総務課

大阪市東成区役所では、選挙事務の執行が一時的に増加するなど、職員の増加を必要とする場合に勤務していただく、「大阪市東成区役所選挙事務補助作業（行政）会計年度任用職員」（いわゆるアルバイト）の事前登録者を募集します。

登録を希望される方は、この募集要項をご確認いただいたうえで、必要書類を東成区役所総務課までご提出ください。

令和 7 年度中に任用を必要とする業務が生じた際、登録いただいた方の中から条件の合う方を選考し、選挙事務補助作業に従事する会計年度任用職員として採用します。

※ 登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんのでご注意ください。

1. 業務内容（希望する業務を選択してください。）

- ・ 期日前投票所での用紙交付事務
- ・ 期日前投票所での場内整理
- ・ 投・開票所で使用する物品の準備や関係資料の作成補助業務
- ・ その他、上記以外の簡易な補助作業

2. 登録資格

地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方

地方公務員法第 16 条（抜粋）

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分から 2 年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴不問。また、この職は日本国籍を有しない方も申し込みできます。

ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は登録されません。

3. 任用期間

任用開始日から 2 か月以内（延長はありません）

4. 勤務条件等

（1）勤務時間

1 日あたり 7 時間 30 分以内、1 週間あたり 30 時間以内

（2）勤務場所

大阪市東成区役所（大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号）

（3）報酬等

時間額：1,308 円

日額：9,813 円（1 日あたり 7 時間 30 分 週 4 日勤務）

7,853 円（1 日あたり 6 時間 週 5 日勤務）

※ 勤務条件等は、従事する業務・期間等により異なります。

※ 前述の報酬は令和 7 年 4 月時点（募集時点）のものであり、給与改定等により採用時には変更される場合があります。また、交通費は別途支給します。

5. 服務事項

採用された方の身分は短期間の地方公務員となるため、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され次の場合は、懲戒処分の対象となります。

（1）地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合

（2）職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

（3）全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

6. 登録の申込方法

（1）申込方法

大阪市東成区役所ホームページより次の書類をダウンロードし、必要事項を全て記入し、封筒の表（おもて）に「会計年度任用職員応募」と朱書きし東成区役所総務課（選挙担当）へ送付もしくは持参してください。

（ア）大阪市会計年度任用職員採用申込書…1 通

※ 過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

（イ）申し立て書…1 通

（ウ）任用期間確認票…1 通

※ 提出書類は一切お返しできません。

※ 申込書に記載の個人情報は、補助作業に従事する会計年度任用職員採用事務以外には使用いたしません。

- ※ 上記(ア)～(ウ)の書類は東成区役所総務課（選挙担当）でお渡しすることも可能です。
- ※ 送付物の未到達事故等には責任を負いかねます。
- ※ 持参による申込や必要書類のお渡しは次の時間のみ可能です。

[月曜日から金曜日の 9 時～17 時 30 分。土・日・祝及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は除く。]

(2) 受付期間

令和 7 年 4 月 30 日（水曜日）～令和 8 年 2 月 27 日（金曜日）

(3) 名簿への登録

申込書等受領後、補助作業に従事する会計年度任用職員登録者名簿に登載します。名簿の中から、必要に応じて選考し採用しますので、登録された方が必ず採用されるわけではありません。

(4) 登録の有効期間

登録の有効期間は名簿登載時点から令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

(5) 登録の取消、変更、失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や、住所や連絡先を変更される場合は、必ず東成区役所総務課（選挙担当）あてご連絡ください。

- ※ 登録後、任用資格を満たさないことが判明した場合は、登録を取り消します。

7. 登録後の面接等の連絡

面接の日時や選考会場等に関する連絡は、任用する時期に合わせて申込書記載の連絡先に行います。必ず日中（概ね 9 時～17 時 30 分の間）に連絡のつく連絡先をご記入ください。）

- ※ 登録いただいても、登録期間中(名簿登載時から令和 8 年 3 月 31 日)にすべての方に連絡があるわけではありませんので、ご了承ください。

8. 選考方法

面接等により採用を決定します。

選考結果は受験者本人あて通知します。

9. 登録申込みと問合せ先

東成区役所総務課（選挙）【東成区役所 3 階】

〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号

電話：06-6977-9626 担当：池田・南

登録から採用までの流れ

